

# 「春の全国交通安全運動」

4月6日(火)～15日(木)

～ 手を上げる 可愛い笑顔に 待つ笑顔 ～

子どもと高齢者などの交通弱者を交通事故から守るため、交通ルールとマナーを守り、一人ひとりが交通事故防止に努めましょう。

運動期間中の4月10日(土)は、「交通事故死ゼロを目指す日」の実施日です。

## 運動の重点目標

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 自転車の安全利用の推進
- 4 飲酒運転の根絶



万一のときの安心  
交通災害共済に  
加入しませんか

交通災害共済の加入募集は、毎年8月に行いますが、途中でも随時受け付けています。

なお、3月に中学を卒業した生徒は、6月から未加入となつてしまいますので、途中での加入が必要です。

★忘れていませんか見舞金の請求

千葉県市町村交通災害共済に加入している人が、交通事故でけがなどをした場合、見舞金を請求できる期間は、事故で死亡した日、身体障害となった日、けがが治った日(症状が固定した日)から2年以内です。この期間を過ぎると請求できなくなりますので、忘れずに請求手続きをしてください。

★見舞金の請求に必要な書類

① 交通事故証明書

② 指定の診断書

※交通事故であることを証明するため、事故に遭った場合は、必ず警察に届け出てください。

〈問い合わせ先〉

総務課交通防災班

☎62-5835

## 交通事故巡回無料相談

千葉県交通事故相談所では、平成22年度も、相談員による無料交通事故相談を実施します。  
相談時間／午前10時～午後3時  
場所／市役所会議室  
※事前に市役所総務課へ申し込んでください。

〈問い合わせ先〉

千葉県交通事故相談所

☎043-223-2264

市役所総務課交通防災班

☎62-5835

### 平成22年度相談日程

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 5月17日(月)        | 11月1日(月)・15日(月) |
| 6月7日(月)・21日(月)  | 12月6日(月)・20日(月) |
| 7月5日(月)・20日(火)  | 平成23年           |
| 8月2日(月)・16日(月)  | 1月17日(月)        |
| 9月6日(月)・21日(火)  | 2月7日(月)・21日(月)  |
| 10月4日(月)・18日(月) | 3月7日(月)・22日(火)  |

## 身近な地域でボランティア

### 「交通安全推進隊(交通安全ボランティア)」募集

地域でボランティアとして交通安全活動を実践する「交通安全推進隊」を募集します。隊員に登録した人には、安心して活動できるよう、ボランティア保険の加入や帽子の支給などを行います。

応募資格／平成6年4月1日以前に生まれ、県内に居住または通勤・通学している人

活動方法／小学校区ごとにグループで月1回以上活動

登録期間／7月1日から1年間

応募締め切り／4月9日(金)～5月10日(月)

応募方法／応募用紙に必要事項を記入し、県民センターまたは県生活・交通安全課へ持参、郵送、ファクスで応募してください(県のホームページからも応募できます)。

〈問い合わせ先〉

県生活・交通安全課 (☎043-223-2263)